

事 務 連 絡
平成 2 3 年 8 月 2 5 日

各都道府県衛生主管部局御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬食品局血液対策課

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の対象ワクチンの追加について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンについては、これまでグラクソ・スミスクライン株式会社が製造販売するワクチン（サーバリックス[®]）のみが供給されていたところですが、今般、7月1日付けで薬事承認を受けたMSD株式会社のワクチン（ガーダシル[®]）について、発売後の供給見込みや実施体制の準備期間等を踏まえ、9月15日（木）より本事業の対象に位置付けることにいたしました。

ついては、下記のとおり、情報提供等を行いますので、円滑な対応が図られるよう、管内市区町村への周知方お願い致します。

記

1. ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価（平成23年5月31日付健発0531第8号厚生労働省健康局長通知）については、当該ワクチンの追加による変更は行いません。
2. ガーダシル[®]は、当初の流通量が限られる状況となります。サーバリックス[®]、ガーダシル[®]の両ワクチンを計画的に活用頂き、円滑に事業を実施頂きますようお願い致します。
3. 9月14日（水）以前にガーダシル[®]を接種した場合には、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の補助対象とはなりません。